課税処分 IBM側勝訴

納め過ぎ1197億円 取り消し

東京地裁判決

連結納税と自社株買いを組み合わせたスキームで課税逃れをしたとして、東京国税局から約3995億円の申告漏れを指摘された日本IBMの持ち株会社が、課税処分の取り消しを求めた訴訟の判決が9日、東京地裁であった。八木一洋裁判長は「税逃れの意図があったとは認められない」としてIBM側の主張を認め、処分を取り消した。

判決が確定すれば、納め過ぎたことになる法人税約1197億円が還付される。敗訴した国側は「控訴するか検討中」としている。

問題となったのは、自社株売買に伴って一定の税務上の損失を計上する制度と、連結納税制度を組み合わせた取引。

日本IBMの持ち株会社「アイ・ビー・エム・エイ・ピー・ホールディングス」(東京・中央)は、米IBMから購入した日本IBM株(非上場株)の一部を日本IBMに売却し、その際に計約3995億円の巨額損失を計上。その上で2008年から連結納税制度を導入、日本IBMの黒字とエイ・ピー社の赤字を相殺した。

国側は「エイ・ピー社はペーパーカンパニーで、株売買の条件も経済合理性がない」などとして、こうした取引が税逃れ目的だったと主張。IBM側は「法的に問題ない」と主張していた。

八木裁判長は判決理由で「エイ・ピー社はグループ内で資金を柔軟に移動させるなど、持ち株会社としての一定の機能があった」として、ペーパーカンパニーだったとの国側主張を退けた。

また株の売買条件などについても「不合理、不自然とは言えず、事業目的のない行為をしたとは認められない」と判断。こうした手法を明確に禁じた当時の法規定も見当たらないとして「制度を乱用して税逃れを図ったとまではいえない」と結論付けた。

日本IBMの話　主張が認められた。IBMは納税者としての責務を真剣に受け止めており、ビジネスを行う全ての国で引き続き納税義務を果たしていく。

東京国税局の話　主張が認められなかったのは遺憾。関係機関と控訴するか検討中で、これ以上のコメントは差し控える。

連結納税など 制度の乱用否定

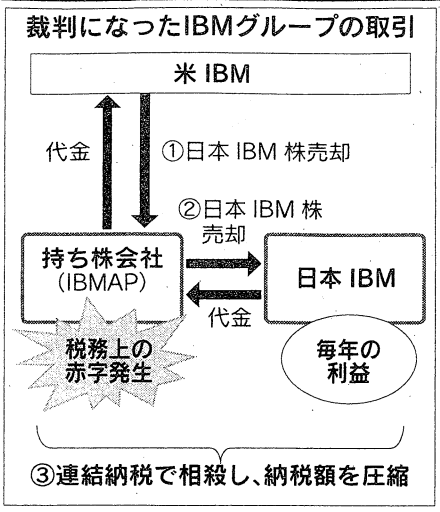

税制の不整合探し節税 企業・国 駆け引き続く

IBMのようなグローバル企業は、株主利益を最大化しようと、税制の不整合や各国の制度のズレを探して税負担を抑えようとしている。今回の訴訟で問題となった連結納税制度を使った節税手法については、政府が節税効果を無効化するなどの対策を既に取っているが、企業側の動きを受けてからの後手に回りがちだ。

グローバル企業は国際税務の専門部隊を置き、世界規模で納税額をコントロールしており、各国の税制を見ながら、最も有利な納税方式を調査している。

一方、財務省で税制の設計に関わった経験がある専門家は「いたちごっこは覚悟のうえ」と強調。「制度が完成した後も、税務当局は抜け穴がないか絶えずチェックしている」と話す。企業との駆け引きは続きそうだ。